

# 法務省行政事業レビュー

(法務省予算監視・効率化チーム定例会合において)

1 日 時 平成22年7月26日(月) 午後3時00分～

2 場 所 最高検察庁大会議室20階

## 議 事

井上会計課長 (1)の法務省行政事業レビューの関係につきまして、議事次第のAとあります公開プロセス対象事業5事業につきまして議題にいたします。これは6月3日に実施された公開プロセスの対象事業につきまして、その後の検討状況につきまして所管する各局から説明し、その上で御審議を願いたいと思います。説明の順は資料の順でございます。

矯正局 矯正局でございます。ページの1ページでございますけれども、被収容者生活経費ということでレビューを受けまして、いろいろ御意見を承りました。その結果につきましては、この1ページのところにずっと書いてございますけれども、その後の反映状況というか検討結果につきましては、2ページでお願いしたいと思います。

まず、事業名でございますけれども被収容者生活経費、これは具体的に申し上げますと、被収容者食料費と被収容者被服費と、この二つでございます。評価結果につきましては、一部改善ということで評価をいただいております。具体的にどういう点かと申し上げますと二つございまして、まず被収容者被服につきましては、一括購入でコストの効率化を図るべきであるということ、それから調達についてトータルコストの観点から検討する必要があるということ2点ございました。

これに対する取組状況について御説明いたします。まず、被収容者食料につきましては、具体的に評価で言われたわけではございませんけれども、レビューの際に御説明しましたとおり、これまで矯正施設におきましては農林水産省のほうから政府米を直接調達しておりましたが、これが農水省の事情がございまして、平成22年10月から直接販売が中止になるということで、今後10月以降どうするかということについていろいろ意見をいただきましたので、その点についてまず御説明いたします。

まず、少し御意見いただきました政府米を引き続き継続して調達してはどうかという御意見がございましたので、これについてまず申し上げます。引き続き政府米を購入する場合は、一般企業と同様に、うちも法務省として入札をしましてこれを購入するという手続になろうかと思っております。こうした場合には、まず大きな字で書かせてもらいましたけれども、落札できればいいんですけれども、もしできなかった場合に安定した米穀の確保が困難になるという問題がございまして、何よりも矯正施設の場合は日々3食食べておりますので、安定してこれを調達、確保することが最重要課題でございますので、そういった意味から言って、少し難しいのかなと考えております。

それから、具体的にその調達方法でございますけれども、農水省が考えておりますのは大きなロットでの調達と聞いております。またレビュー以降に農水省とも相談をいたしましたけれども、やはり大きなロットでの調達になるということでございました。そうしますと矯正施設、法務省がこれを落札した場合、もし落札できたとしても、その後、物すごい量を引き取らなければいけないと。それでこれをどういった倉庫等に保管をするのかといったこと、それから全国、北海道の北から沖縄の離島まで施設があるわけございまして、その搬送手続等に大きな事務手続が必要になるのではないかとといったことで、政府米の直接購入は事実上無理であろうという結論を出しました。そういったことで民間市場から調達を検討することにしたんですけれども、やり方、調達の仕方というのは何種類かございまして、約300所ございます各所で調達する方法、あるいは八つのブロックで各々地方支分部局にあります

管区というところでブロック単位で購入する方法、それから全国一括調達で調達する方法とございますけれども、これについて市場価格を調査しまして、取扱業者からのヒアリング等を行いましたところ、全国一括調達が最も安価であるという結論が出ましたので、平成22年、本年度10月から納入をしたいと考えております。これが被収容者食料の取組でございます。

続きまして、被収容者被服でございます。これにつきましては平成21年度予算において、これ実績でございますが、約83%を一括購入しております。したがって残りの17%というのは、各矯正施設女子の矯正施設においてその独自性を考慮しまして自庁購入と、具体的にはどういった品目か申し上げますと、パジャマですとか下着ですとかカーディガン、気候等がございまして独自性を考慮して各自で各庁で購入させているところでございました。これについてお話しいただきましたので、7月1日に全女子施設の予算担当課長と処遇等の責任者である首席矯正処遇官、女子施設の関係職員を一堂に集めまして、一括調達の導入について協議、検討いたしました。その結果、被服の仕様統一によりまして一括調達ができるであろうという感触を得ましたので、その方向で手続を開始したいと考えております。

最後に、調達に係るトータルコストからの観点についても御意見をいただきました。まずコストといたしましては、直接的なコストや間接的なコストというようにございまして、直接的なコストのほうにつきましては、先ほど御説明しましたように一括調達によって効率化は可能になります。ただ間接的なコスト削減につきましては、ここにある書かせてもらっておりますけれども、実際に各矯正施設、例えば刑事施設、刑務所等で申し上げますと、この食料の調達業務以外にも、実は正に現場のマンパワー不足に対応するために事務応援、保安応援に行ったり、あるいは受刑者が急病等になった場合に外部病院に入院させるようなことをやっておりますけれども、そういった病院移送等の勤務に応援させるといった趣旨の業務を兼務しております。つまり公安職のないいわゆる刑務官、正に公権力的な業務を併せて兼務しておりますので、なかなか調達業務への間接的なコストの抽出は難しいということがございまして、これにつきましては引き続き勉強させていただきたいというふうな結論でございます。

以上が、矯正局の運営の検討状況でございます。

入国管理局 入国管理局でございます。資料は3ページ目から5ページ目まで私どもの資料がありますが、3ページにございますように、バイオメトリクスシステムにつきまして抜本的改善という御指摘を頂戴しております。その多くのは、バイオメトリクスのうちの自動化ゲートというものでございまして、これにつきまして要するに期待する効果が不明確で、展開していく将来のビジョンも、またその過程を示すシナリオも不十分という御指摘を受けたものでございます。そこでまず自動化ゲートにつきまして、私どもの検討の状況を御説明申し上げます。

5ページに、自動化ゲートの今後の在り方についてという資料を用意いたしました。自動化ゲートにつきまして、私どもといたしましては現状2010年に4大空港の審査場に各1台ずつの合計20台という、言わば最低の導入台数が設置されます。この状態で2011年も過ぎまして、2011年までにその図の赤い枠で囲ったところですが、登録者数を25万人、平成21年度末は9万人ですが、これを25万人に、また利用者数は30万人のところを130万人にまで増加させ、その状態でおおよそ20台の自動化ゲートのパフォ

パフォーマンスとして、おおむね最大のものを引き出すことになると見込んでおきまして、この時点で利用者の利便性、それから自動化ゲートのコストパフォーマンス、また今後の利用者の増加の見込みというものを実地検証する。そしてこの実地検証の結果、拡大発展すべきという方向を見出すならば、その段階で新たな計画を策定するということといたしました。

もとより、現時点で検証ができて、この時点で更に将来までの拡大発展の計画の見込みというものを打ち立てられればよいのでありますけれども、もともと自動化ゲートと申しますのは、かなりちょっと理念が先行して始まった面がございます、これはいわゆるプライバシー情報であります指紋等の生体情報、バイオ情報、これを取得するに当たって、一方ではテロリスト等の侵入を防止するという厳格な入国審査に利用する、これがメインだったわけですが、他方でこれをソフトな面、円滑な出入国にも利用すべしという、そういう発想がありまして、その方向で、一つには人と違って24時間スタンバイできる機械によるそういう入国の審査の補助的道具として使うこと、それから諸外国で取組が当時からありました、一定の優遇的措置をする人に対してこういう自動化ゲートで迅速な審査といいますか、簡易な審査といいますか、これを行う装置として使うというアイデアがございました。

そういう形で各審査場、4大空港の各審査場に導入、1台ずつ入れるというそういう導入の段階を迎えたわけでありまして、現在ではその利用者数が、はっきり申し上げまして自動化ゲートのパフォーマンスを最大限引き出すまでに至っておりませんので、この状態での実地検証というのができません。私どもといたしましては2011年までのこの登録者数の増加というものにつきましては、現状、毎月の登録者数の増加、それからそれに見合った利用者数の増加ということから、ここに出しておりますように130万人の利用者数というものは確保できると考えておきまして、これまでになかった取組として、国際企業等に出張して広報登録を行っていただく、あるいは空港のチェックインカウンター、旅券事務所での広報を行うなどの新しい活動を行って、現在の増加数に更に加速して利用者数、登録者数を増加させていくことで、2011年まではこの状態でやっていき、2011年に相応の数になったところで、そうしたコストパフォーマンス等を実地検証して、それで将来どうするか、場合によっては引き返すということも選択肢に入れて検討をしてみたいと考えております。

なお、現状ですと非常に利用者数が少ない面もございまして、例えば閑散期、比較的ブースがすいている段階での、どの程度貢献しているかといった辺りの算定というのが、ほとんど無視されるような数字になってしまっていてできないということですか、全体的に渋滞が生じたときにこの自動化ゲートがどの程度役立つのかといった、単に審査官とゲートの1対1の比較ではなくて、当該審査場全体の人的配置、それからそこでの処理量、待ち時間といったトータルでのコストパフォーマンスというのの検証ができないところ、2011年の状況になればそれができると見込んでおります。

また、その将来的な発展の仕方といたしましては、このコストパフォーマンスに見合った拡大という以外に、その下に二つ書いてありますが、これは従来からこういう発想があって、今も検討しているものでありますけれども、諸外国ではこれを一つ優遇的な措置として利用しております。すなわち一定の資格を与えた人に対してはこの自動化ゲートというものを通ることで、これはその他の人よりも利用者数が少ないために常にすいている状況にありまして、迅速に入国ができるというそういう形でオランダやアメリカで行われておきまして、アメリカは更に今後、英国、ドイツ、カナダなどとともにこのシステムを広げていこうとして

おりますところ、これには自動化ゲートが不可欠の装置でありまして、我が国もこれを検討しているところでございます。

また、将来的に2,500万人、外国人が入国する時代を迎えるということになりますと、現在の3倍もの外国人が入国してまいりますと、この審査場のスペース等の拡大あるいは人的な措置というのは限界がありますので、やはり24時間対応できるこうした自動化ゲートでの対応というものも補助的にしていかなければならないと思われるところで、日本人の利用者を飛躍的に拡大するというのが一つ考えられるわけでありましたが、これについては今後、例えば指紋情報をパスポートや任意にカードに入れていただいて、その方はこの自動化ゲートを利用するようになりますと、現在の自動化ゲートよりも飛躍的にスピーディーに通過できるということになりまして、インセンティブも出てくる、また外国人でも短期滞在者の方の出国につきましてはこれを利用していただくというような形で、自動化ゲートのほうに一定の人たちの利用をシフトしていくということも、いずれ必要になると思われておりまして、これについても検討を行ってまいります。

それから、そのほかの御指摘につきましては、4ページの下半分にシステム全体という形で整理をさせていただいておりますけれども、まずコストの効率化という御指摘につきましては、これはこの自動化ゲートということではなくて、指紋等のバイオ情報をいただいての審査のシステム全体でありますけれども、これにつきましては業者と調整をいたしまして、約2.8億円保守料につきましてコスト削減を実現できそうでございます。

それから、その下のシステムリプレースについて、前倒しでコスト削減に取り組む必要があるという御指摘につきましては、リプレースの前倒し自体は違約金が発生しますのでなかなか困難でありますけれども、今申し上げましたような契約業者との間の合意を前提にしたコスト削減というものに、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

それから、一番下のベンダーロックインの関係でございます。これにつきましてはレビューの際にも御指摘がありましたけれども、このシステムは最高のレベルが求められるということから、結果的に調達に参加する業者が限られてしまうという現状はございます。ただ今もできる限り汎用性のある機械を取り込めるようにしているところと、それからそうした最高レベルということで、どうしても一定の範囲、連動して調達せざるを得ない分野につきましては、今後できるだけ早い段階にこの最高レベルの評価、最高水準の評価という点につきまして、外部の有識者の方などから意見を聞く場を設けまして、その部分でのオープン化というものに努めてまいりたいと考えています。

民事局 民事局でございます。

資料は7ページからでございます。

初めに、行政事業レビューの公開プロセスの対象事業でありますこの地図管理業務・システムの最適化の推進事業の見直しの検討状況について御説明していきたいと思っております。見直しの関係の資料は、以下8ページ、9ページ以下でございます。

まず一つ目は、経費の縮減などについてでございます。2点ございまして、1点は地図等証明書用紙調達方法の見直しであります。これは後で御説明いたします重要な調達に関する事前審査等の関係でも出てまいります。地図などの証明書用紙をはじめとする各種証明書用紙につきまして、平成23年度から一般競争入札に移行してコストの削減、これは単価で見ますと約5%の減を見込めるということございまして、こういったコスト削減を図りな

から最新の偽造・変造防止技術を導入する予定であります。これが1点目でございます。

それから、2点目は(2)の各種図面の電子化に関する単価の見直しでございます。こちらのほうは、地図の電子化に合わせて、今、地積測量図などの図面の電子化も進めておりますが、この作業でデータの入力の確認などを目で見える確認方法をとっておりますが、これを一定のソフトなどによって業務の効率化を図ることにより、委託単価を引き下げることと考えておまして、これによりまして約39.6%減、具体的に申し上げますと、27.3円の単価から16.5円の単価に引下げが可能だと見込まれております。これによりまして平成23年度予算概算要求にこういった点を反映するというを予定しているところでございます。

次に、公開プロセスの際に委員の皆様方からいろいろ御指摘いただいたにもかかわらず、必ずしも十分に御説明することができませんでした点につきまして、あらためて御説明させていただきます。資料の7を御覧いただきますと、事業についての見直しの余地、抜本的改善というのを御三方からいただいたところですが、この中ではコスト計算、手数料設定等の関係といった点が主な指摘点でございましたので、これに対応するものでございます。

まず一つ目は、前提といたしまして登記簿と地図のコンピューター化の必要性という点も御議論がございましたので、これについて御説明したいと思います。登記制度は不動産ですとか法人に関する事項を公示することによって、不動産取引あるいは経済活動全般の基盤を形成して、金融ですとか不動産取引の円滑な運営を支え、更には徴税あるいは各種の国家施策の基盤となっているもので、正に資本主義経済の基本をなすものだと考えております。とりわけ不動産について見ますと、登記と地図、これ両方ございます。不動産登記は不動産の現況のほか権利関係を公示いたしますが、これだけを見ましても例えば土地の状況、外形ですとか、あるいは配列といったことは必ずしも分かりませんので、そういう意味でも地図もセットとなって公示の機能を高めているわけでございます。したがって登記簿と地図のコンピューター化は登記制度の言わば車の両輪とも言うべきものであって、その基盤整備は極めて重要、正に不動産取引や経済活動の安全、円滑化に寄与し、経済の成長のもととなるものだと理解しております。

したがって、登記や地図のコンピューター化に伴う効果、これは非常に大きなものがあるわけですが、具体的に申し上げますと、コンピューター化されたことによりまして各種証明書の交付時間が大幅に短縮されたこと、それから、全国どこの登記所でも証明書の交付がネットワーク化されておりますので可能でございます。またインターネットを利用したサービスといたしまして、自宅、会社にいながら登記情報を確認することが可能となるなど、いずれにせよ飛躍的に利用者の方の便益が図られているということがいえます。

加えまして、登記事務処理の適正、円滑化といたしまして、かつては登記簿が紙の状態の場合には、閲覧の際に登記用紙の抜き取りですとか改ざんといった不正・不当事案も見られたわけですが、そういったものの防止にも相当寄与しております。

さらに、紙により調製された地図の管理ですと、どうしても地図の手入れというのが土地を分筆しましたり、あるいは二つの土地を一つにいたします合筆のようなことがあった場合には、境界線を書き入れることに伴う精度の低下などがございまして、地図の精度を維持していくということは非常に困難でございました。そこで電子化によって国民の利益に資するものになるということで、早急に地図につきましても電子化を行う必要があったというわ

けでございます。

その上で、いろいろ御指摘いただきました経費と手数料の関係を明確にすべきということがございましたので、登記手数料の算出方法につきまして、この際御説明したいと思います。資料で申しますと、図で10ページ以下幾つかございますので、併せてこちらのほうも御参照ください。

まず、地図の証明書の発行などに係る経費と登記手数料の関係につきましてですが、登記特別会計、これは昭和60年7月創設時から各証明書の発行などに係るすべての経費を登記事項証明書、地図の証明書など、あるいは地図の閲覧などの各手続について、利用者全体で相応の負担をしていただくと、こういう考え方でございます。各証明書の発行等に要する経費はそういった証明書の発行などに必要となりますすべての経費、これは人件費、物件費、システム経費、その他の経費を含むわけでございますが、こういったものに占める手続ごとの負担割合、これは処理の時間などに基づきまして、どの程度の負担を負わせるべきかが正しいかということを考えるものでございまして、これは構成比と呼んでおります。この構成比を乗じまして、その額を証明書などの利用見込件数で割ることによって、各証明書など1件当たりの手数料額を求めてございます。

資料で申しますと10ページを御覧いただきますと、図でその点が示されております。地図の証明書の手数料額の積算方法につきましては、現在の手数料は19年度に改定されたものでございますが、平成19年度から21年度の地図の証明書の発行などに係る経費を見込見込件数で割って算出したものでありまして、この10ページの資料で申しますと、地図の証明書の1件当たりの手数料は下の3の三番目、各種証明書の上でございます地図等の証明書のところでございまして、所要経費として162億円を見積もり、利用件数として3,200万件が見込まれましたので、これを割っておおむね500円という数字でございましたので、500円としたものでございます。

その右の登記手数料額の積算方法を御覧いただきますと、先ほど申しましたように積算方法につきましては一定の構成比という考え方をとりますので、人件費の中で、例えば登記事項証明書はどのぐらいの負担を負うか、あるいは地図の証明書はどのぐらいの負担を負うかということを決めまして、これで積算してまいります。地図の場合は、この1にございます全体経費のうちの黄色い欄、これが地図が負担すべきものとして人件費、物件費のほか地図情報システム経費あるいはこれはオンラインではございませんので印紙が必要になりますので、下から四番目の登記印紙印刷経費、その他の経費、これは施設整備費なども含めて、こういったものを積算の根拠とするということでございます。事件数の推計が2にございますので、これで割って出たものが先ほど申しました最終的な手数料額500円ということでございます。

次の12ページで御覧いただきますと、これは構成比の出し方についての基本的な考え方を示してございます。これは特に人件費、物件費という証明書全体で負担するもののうち登記事項証明書と比較しまして、例えば登記事項要約書ですと処理時間はほぼ半分でございますので、その意味では、構成比は登記事項証明書よりは半分になるというような説明でございます。これによりまして全体で1になるように構成比を作っておりますので、全体として見ますと登記事項証明書がほぼ半分の構成比、それから地図の証明書、窓口請求分で申しますと0.0769678と、これが構成比ということでございます。

現在の手数料の単価は、先ほど申しましたように平成19年度に改定されたものであります。地図に係る平成19年度から21年度までの3年間の収支状況が問題になります。これが13ページでございます。平成19年度から平成21年度までの歳出は、黄色い欄の下の①にございます約245億でして、これに対して歳入は約224億となっております。結果として歳出が単年度当たり約7億円程度上回っているという状態でございますが、これは手数料改定後における歳入歳出の変動、もちろん事件数の増減などございますので、そういったものによるものでございます。不足分、単年度で7億あるわけですが、この不足分につきましては登記特別会計全体で生じている収支差、剰余金によって賄えているということになりますので、全体としての収支のバランスがとれている状況でございます。

なお、地図の電子化のための移行経費は平成19年度手数料改定当時、5年間で約300億が見込まれ、特に中間期、19年度から21年度までの間は全体で231億を要すると見込まれておりました関係上、利用者全体の負担の平準化を図るということも必要でございますので、手数料単価の積算に当たっては、当該期間における所要額の2分の1を計上するといったこととしております。それからまた地図の移行につきましては、先ほど冒頭説明いたしましたように、登記制度の基盤整備ということになりますので、そういった電子化に要する移行費用は登記の利用者全体の利益となるものであるために、全体で経費を負担するということとしてございます。

それから、この13ページの赤い丸、幾つか付けてございますが、これは公開プロセスの際に幾つか御指摘をいただき、私どもで説明しました数字でございます。例えば真ん中の丸は平成21年度の運用開発費、合計で約60億ぐらいだということをお説明しましたので、それに対応するものでございます。

以上申し上げましたように、登記特別会計の中で、基本的には利用者の受益者負担という考え方で各手続の手数料を設定しているところでございます。

井上会計課長 ありがとうございます。

次、刑事局ですが、説明はできるだけ簡潔にお願いいたします。

刑事局 刑事局でございます。

資料15ページ以下であります。検察総合情報管理の運営について御説明申し上げます。

この事業につきましては、先般の行政事業レビュー公開プロセスにおきまして、運用管理保守経費契約のうち業務アプリケーション保守の契約について、一般競争入札による調達を行っているにもかかわらず1者応札となっているという現状に関しまして、一部改善との評価結果をいただきました。その際、資料15ページの黄色マーカーで示されているものを中心としたコメントをいただいたところでございます。

その評価結果の反映状況でございますが、1枚めくっていただいて16ページであります。改善策と書かれている部分であります。金額面と手続面に分けて改善策を検討しているところであります。金額面につきましては、従来の業務アプリケーション保守の仕様の内容を精査した上で見直しを図りたいと考えております。具体的には資料に書いてございますようにサービスレベルアグリーメント、すなわちアプリケーション保守業務に関するサービス水準に関する合意内容の見直しの一つ、もう一つが調達範囲の見直しでございます。前者につきましては、対応を求める案件に応じてこの案件、こういう問い合わせであれば1日後には一次回答しますとか、そういう期限等を決めておるわけでございますが、その対応期限



を緩和することなどを検討しているところでございます。

それから、調達範囲につきましては、これにつきましてはは検察庁職員の手で対応が可能であると考えられる事項については、調達の範囲から除外することなどを検討しているところでございます。すなわちこれまで調達の対象としていた業務項目を精査いたしましたところ、従来は業者に対応を依頼していたものの中でありましても、これまでの運用、対応実績が蓄積されてきておりますので、定型的なものにつきまして対応方法が手順書等に示すことができているという状況になってきておりますので、検察庁職員がこれを見て対応が可能であるとなってきたものもあるのではないかと考えられます。そこで、そのようなものについては調達の範囲から外していいのではないかと検討しているところでございます。これらの見直しによりまして、アプリケーション保守経費については、平成23年度の予算要求において資料に記載してございますように、約1割減で予算要求ができるのではないかと考えているところでございます。

次に、手続面でございますが、業者側におきまして入札への参加を検討する時間が短いことなどが、入札への参加阻害要因の一つになっていると考えられましたので、これらのそういった阻害要因をできるだけ取り除くため、来年度の調達手続におきましては提案書等の提出期限を従来よりも長くすることなどによって、業者において業務アプリケーション保守の内容を把握した上で、入札への参加を検討する時間をより多く確保するというを考えております。これによりまして、新たな業者の参入を誘引することができて、結果として複数入札による競争性が高められるのではないかと考えております。

人権擁護局 人権擁護局です。

人権擁護局の対象事業は17ページにある人権関係情報提供活動等の充実強化でございます。この事業は、国が財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施しているものであります。この事業につきましては、17ページに記載してありますように様々な観点からの御指摘をいただいたところですので。これらの御指摘を受けての検討結果については、18ページを御覧ください。

まず、1番目の事業の第三者評価を可能とする仕組みについてでございます。公開プロセスでは事業の第三者評価、PDCAの仕組みを組織内に構築すべきといった御指摘を受けたところですので。こうした指摘を受けまして、当局とセンターで協議しました結果、センター内に第三者委員会を設置することといたしました。そしてこの委員会にセンターの行う各事業の評価を行わせて、次年度以降の効果的、効率的な事業の在り方について提言をさせると、そういうことにいたしました。この点につきましては、今月20日、7月20日のセンターの理事会においてこういったものを設置するということで了承が得られております。今後は委員会の委員についての具体的な人選等を進めていく予定でございます。なるべく早く設置したいということで、この秋ころには設置されるものと思われま。

次に、2番のセンターが行う調達方式についてでございます。公開プロセスでは、このセンターが実施する契約について、なぜ随意契約ばかりなのかといった御指摘を受けたところですので。今回の指摘を受けまして、国が一般競争入札によることとしている、そういった金額の調達案件については、まず本年度まだ残りの期間でございますので、本年度から試行的に入札の手法を取り入れてもらうということにしております。そして来年度以降もセンターが行う契約につきましては入札の手法を取り入れるなどして、国に準じた調達方式となるように

見直しを進めていくこととしております。この23年度の概算要求におきましては、センターがこうした国に準じた調達方式をとることによるコスト減が見込まれるところですので、国が実施している契約実績などを参考にしながら、要求額の縮減を図りたいと考えております。

ほかに、主な事業の方向性についてということで、まず人権啓発フェスティバル事業についてでございます。この人権啓発フェスティバルは毎年2回、全国2カ所で実施されているものでありますけれども、その実施をセンターに委託しております。公開プロセスではこのフェスティバルが今実施すべきことなのかと、検証の余地があるのではないかとといった御指摘がなされております。またこういったイベント的な普及あるいは広報活動につきましては、昨年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおきましても、効果が不明なものは廃止するようといった指摘がなされているところでもあります。また23年度の予算要求に係る状況なども考え合わせまして、現段階におきまして事業効果について十分な検証が得られていないこのフェスティバルにつきましては、23年度以降はその実施を見合わせることにいたしました。

ただ、このフェスティバル事業の中で実施されておりますシンポジウムにつきましては、参加者の方々から高い評価を得ているところでもありますし、なお継続して実施する必要があると考えておりますので、ほかの集客力の高い事業と組み合わせて実施するなど、実施の方法を工夫しながら23年度の事業実施を行うことを検討しております。

次に、事業中での人権ライブラリー事業と人権関係のデータベース（スマイルネット）事業であります。これらの事業につきましては、やはり今実施すべきことなのかと、検証の余地があるのではないかとといった指摘がなされております。この人権教育啓発推進センターは地方公共団体あるいは民間団体等に対する人権に関する情報提供を通じて、それぞれが行う人権啓発を側面から支援するという、そういった役割を担っておりますので、このデータベース事業あるいはライブラリー事業というのは、センターが行う活動の中核をなすものだと考えております。ですので、これらの事業は継続して行いたいと考えておりますけれども、その実施方法、運用方法については検討する余地があると考えました。当局といたしましては、この二つの事業は人権に関する有用な情報を発信するという共通の目的あるいは機能がありますので、この二つの事業を統合して、サーバーなどの機器借料の低減などのコスト削減を図るということを予定しているところでございます。

井上会計課長 ありがとうございます。

以上、公開プロセスの対象となりました五つの事業につきまして、各局からその指摘を踏まえた検討状況について報告がありました。ただいまの報告に関しまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

伊藤委員 最初、2ページのお話なんですけど、2ページの話の一番最後の枠の調達に係るトータルコストからの観点ということで、間接的なコスト削減について具体的に抽出は困難だということのお考えを書かれています。ただ現実問題として、従来おやりになった仕事なくなっているのは確かでございます。兼務の状況あるいは業務が多機能化の状況によってどれだけ削減できるかは分かりませんが、実際に仕事はなくなっているわけですから、そういう面ではその仕事の割合でも、全体の中の労働時間の割合を基準にしても何割ぐらいがこれに関与していたかというのが分かれば、一つの目安として人数換算でできるんじゃないか、

現実に議論ができるかどうかは別にして。ですからそういう面では抽出は困難ということではなくて、その割合で出してみれば何人ぐらいのシェアになるのかという、それをお分かりでしょうか。

矯正局 これ、やっておりますのが事務所、いわゆるデスクワークをやっている職員のそのコストの話だろうと思うんですけども、それをやっておりますのが、矯正施設の場合はすべて制服を着ている職員がやっております、非常にイレギュラーな、その日その日によって仕事がございます、いわゆる受刑者処遇に直接かかわらなければいけない、応援しなければいけないという仕事の日々イレギュラーにあって、ある一定の時間帯にこの仕事をやって、一定の時間に応援をやっているというわけではございませんので、そういった意味でちょっと出しにくいと説明いたしました。

ただ、おっしゃる趣旨は非常によく分かっておりますので、何かそういう抽出をして、このやっている食料事務になるかと思うんですけども、これをやっている職員について抽出をして、ちょっと長い時間かけてどれぐらいの仕事をやっているのかというのは検証してみたいと思っております。

伊藤委員 特に抽出はしなくても、仮にある人がどこの事業をこの調達業務をやろうとしたときに、積み上げでどのぐらいの時間がかかるかというのは、それは毎日やっている人だとすぐ積算できますですよ。その積算の数値が一つのトータル時間のうちの積算の数値の割合というのが実際の積み上げの計算になるのではないかと、だから実際に勤務表をつけられているかどうかとは関係なくて、今新たに調達業務をやろうとしたら幾ら掛かるか、それがなくなったときに幾ら削減できるかというのが分かるような気がするんですが。

矯正局 幾つかの条件を設定させていただきますと、できるように思います。ただその条件も、なかなか施設によってこの食料事務だけやっているわけではございませんものですから、ほかの仕事も一緒にやっているものですから、そういった意味ではなかなか難しいと申し上げましたけれども、おっしゃる趣旨はよく分かりますので、少し何か方法がないか検討させていただきますと思います。

瀬戸委員 次の質問よろしいでしょうか。

井上会計課長 どうぞ。

瀬戸委員 同じ内容で2件ございますが、事業番号0067バイオメトリクス関係と事業番号0033の検察総合情報管理についてですが、経費削減の1割カットというところでございます。

まず1点目は、4ページの中ほどにバイオシステムの導入3年目の安定稼働を考慮して、保守料見直し2.8億円のコスト削減を図るということと、あともう一つは16ページの真ん中ころに、下のほうですね、アプリケーション保守経費の対前年度比約1割減という、両方とも1割減という言葉で何かそろえているような感じなんですが、このITの世界ではロックイヤーといいまして、同じ性能だとどんどんコストが下がって1割どころではないんですよ。この1割というのはどういう根拠に基づいて出されているのか、ベンダーにとってはうれしい話ですが、調達者側にとっては非常に何か甘い数字のような気もしないではないんですが、根拠を教えてください。

井上会計課長 いかがでしょうか。

入国管理局 まず、4ページのほうです。こちらも実際、確かに約1割というパーセンテージ

になるんですけれども、我々としては業者との間で本来は5か年を基本とした計画であったので、そのままの金額でいくということが契約上のある種の義務の履行であったのですけれども、こういう諸般の事情にかんがみて、また実際問題、3年目で安定稼働に入っているということから、できるだけ削減できるところは削減をということで、個別にチェックしていただく内容の程度を削ることとかを拾っていったら、交渉の中で徐々に金額を拡大していったら2.8億円までたどり着いたという意識なのでありますけれども、その交渉の場に直接いたものでないで、申し訳ありませんが現在できる御説明はこの程度でございます。

刑事局 刑事局でございます。

刑事局のほうは、サービスレベルアグリーメントの内容の見直しによって、業者側の対応に要するSEの人数が減らせるんじゃないかということで、それが人件費の削減につながるという点と、それからもう一つの調達範囲の見直しのほうであります。こちらのほうは現段階での検討では、作業を要する事項が昨年度比で約25%ぐらいは削減できるんじゃないかという見込みでありまして、それらから約1割減ということで考えたということでございます。

瀬戸委員 人件費がほとんどだということで、25%としたら25%ぐらいはカットできるのではないですか。1割と言わずに。

刑事局 すみません、調達範囲の見直しのほうで申し上げますと、やはり事項によって作業にかかる手間が違うと思いますが、検察庁職員でできるというのは、今までの経験で定型化されたものでありますので、そういう意味では現在では簡単なものということなので、その項目の数が直接人件費の比率にそのまま反映しないんじゃないかということだと思いますけれども。

井上会計課長 よろしゅうございますでしょうか。

瀬戸委員 1割減ということについては、不確かで納得していませんけれども、この場ですべて決着はつかないと思うんで、その範囲では納得しています。お答えについてはですね、ただ本当に1割で妥当なのかどうかについては納得していません。

中村委員 今の1割というところで、どちらかといいますと、この後の70事業のところにもかかわってくるんですけれども、今、全体のところで予算の1割カットということが多分言われているんだと思うんですね。その際に、多分おのおのの予算について1割カットしたのですと当然減らせないものもありますので、それでは全体として足りないということになりますので、やはり思い切ってやめるものがあったり、あるいはその1割というところを目標にするのではなく、例えば3割というようなところを目標にしながらやっていくことで、ようやく全体としての1割カットということが私ども企業の経験でもそういうことですので、あまりこの1割というところを目標にしないということは配慮されるべきなのではないかと思えます。

井上会計課長 ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

瀬戸委員 バイオメトリクス関係の自動化ゲートなんですけど、実は私も利用させていただいて非常に快適に出入国できて、有り難いシステムだと思っています。先回の会議のときに聞いたときに、自動化ゲートの必要性というのは、現在日本人の旅行客が1,500万、外国人が700万、それで観光立国にするために700万の外国人を1,500万にしたいと、何年後かにですね、そういうシナリオに基づいていると聞いたんですね。700万人が1,500万

だと700万人増えるわけですね。そうすると現状の出入国のところの朝晩、帰国・出国ラッシュのときかなり長いですね。並んでいると長い。あれが倍になるのかということ、ちょっと気がめいるんですが、そういう観点で実証実験というか、そういう観点で必要なものと私は認識していたんですが、実証試験というか、現在実地検証していると書いてありますけれども、そういう段階ではないのではないかなということが1点と、あと、もし実地検証しているとしたら、諸外国で起こっている問題は指紋だと通れない人がいて出入国のときに非常に問題になると、ほかの手段を考えている。ほかの手段をいろいろ実地検証しているということなんですが、実地検証ならそういうことも含めてやらないとまずいのではないのでしょうか、その二つの質問なんですが。

入国管理局 入国管理局でございます。

おっしゃっておられますように、外国人の入国者は以前、現在の700万人から1,500万、更には2,500万人というのが新成長戦略に載っておりまして、当然それを見据えてこの自動化ゲートというのを展開していく必要が出てくるだろうということから考えておりまして、私どもでお示ししました5ページの(2)という形、一番下に出してございますけれども、確実に外国人の入国者数が増えますと、確実にといいますか不可欠になるだろうと、自動化ゲートというものは。それは考えておりますけれども、当面しかしながら、そのあたりの実際パフォーマンスが得られるかどうかということも含めて、ある程度その利用者数が増えた段階できっちりとした評価検証を行うというのが、これが2011年ということが一つでございます。

それから、おっしゃられました指紋以外のバイオ情報というのは、当然これは検討課題としては考えておりまして、一方で世界的な標準というものがどうなるかということも考えながら、指紋というのもしっかりと採取といいますか、検知するに当たって必ずしも最高のものでは多分ないんでしょうから、他のものについても視野に入れております。

井上会計課長 ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでしたら、場合によってはまた後で戻ってくるということもありということにいたしまして、公開プロセスの対象以外の事業につきましてたくさんございますので、そちらに審議の課題を移してまいりたいと思います。70と事業数も大変多うございまして、各アドバイザーには事前にシートをお送りさせていただいておりますので、個別の説明は今回割愛させていただくことにいたします。そういうことでございますので、どの事業からでも結構でございますので、アドバイザーの皆様から、どうぞ御質問、御意見等お願いします。

伊藤委員 それでは、事業番号の0005番ですが、日本司法支援センターというのが、最初事業概要の中身の中に、2行目から3行目ですが訴訟代理費用等の立替を行っていると言われておりますが、この立替金の概要といいますか、年度ごとに幾ら立替金をして、年度ごとに幾ら回収をして、今、立替金の残高が幾らで貸し倒れがどのくらい発生しそうかというのは分かりますのでしょうか。

司法法制部 まず、新規の立替の金額ですが、平成19年度にやりましたのが110億円余り、平成20年度が126億円余り、平成21年度が154億円余りです。それでその年度にそれぞれ償還されました金額が、19年度が76億円弱、平成20年度が84億円弱、平成21年度が97億円強でございます。

貸し倒れの概念は、ちょっと難しゅうございます。その年度に返ってくるかどうかという

観点のみでは計れない、というのは、そもそも何年間かけて返ってくるものです。その年度に免除した額というのもございますが、これは、要はもう返ってこない、いろいろな理由で返すことが不可能になったような金額です。

年度ごとに集中的に、過去の言わば不良債権を処理したような年もございますので、それに対応して額の大小はありますが、それを前提として申しますと、平成19年度中に免除した額が4億円弱、平成20年度に免除した額が24億円弱、平成21年度に免除した額が10億円強でございます。年度ごとに集中的に処理したときがありますので、そうなっております。期末の立替金の債権額は、平成21年度末で296億円程度でございます。

伊藤委員 ちょっと仕組みが全体がよくわかっていないんですが、立替費用というのは法務省から出金がされているんですね、最初の資金は。

司法法制部 ええ、資金は日本司法支援センターから支出されます。日本司法支援センターに対して法務省から運営費交付金が交付されまして、そこから司法支援センターが立て替えて払っています。

伊藤委員 そうすると、その運営費交付金の積算の中には、その立替金相当額の資金負担も法務省から資金が出される。

司法法制部 はい、そうでございます。

伊藤委員 ということは、反対に言うとその翌年以降、回収をされるということがありますが、その回収の部分というのはどこに反映されているのでしょうか。

司法法制部 その年度以降の貸付けのほうに回るようになっていきます。償還された分も貸し付けのほうに回る原資になります。立替えに回る。

伊藤委員 ということは、貸付金はどんどん増えるだけということになりますか。

司法法制部 事件数が増えている間は増えていくことになっていきます。ただその見積りがございまして、民事法律扶助、要はその裁判費用の立替え、民事の裁判をお金がなくて起こせない人のための制度でございますが、現時点では増えているんですね。そういう方が増えているのですから、全体としてその国費の投入額も増えていますし、それに償還額も増えているのがそのまま立替えにも回って、全体として事業費が増えている、今現状はそういう状況でございます。

伊藤委員 若干分からないんですが、296億円の貸付金の残高があると。それに見合うものとして貸倒れを除いた金額として、法務省から運営費用としてその支援センターに支出した金額がまずありますよね。累計の金額があると思うんですが、累計の金額マイナス貸付金の残高から、更に貸倒れを引いた残りが余剰金として、その司法支援センターにお金が私は残っていると思うんですが、センターに。その金額は幾らになります。

司法法制部 現状ではほとんど残っていないというのが現状でございます。というのは、毎年新たに立替えに必要な費用も含めて、国費として運営費交付金を支援センターに交付します。それから先ほど来出ています償還金の返ってくるお金もでございます。これを合わせて一般的な管理費の部分と立替えに回る部分もあって、大体これでトータルで均衡するというような考え方で、そういう予算の仕組みをつくっております。

伊藤委員 では、センターが請求する金額には、回収された金額も考慮して請求額が来ているということですか。

司法法制部 そうです。償還の見積額も考えて国費を投入しているということです。

伊藤委員 分かりました。

井上会計課長 ほかにいかがでございますでしょうか。

伊藤委員 同じ事業なんですけど、ページでいくと今の0005の後ろの図面のほうですが、Bの一般管理費が64億2,400万になっていまして、その下のほうのJの契約弁護士費用が52億5,300万になっている。64億と52億ということで、恐らくその弁護士さんの費用というのがこの事業の主たる費用ではないかと思うんですが、それに比較して一般管理費の割合が多過ぎるんじゃないか、実際のコストを上回る一般管理費がかかっていることになっているんですが、これはどうしてこういうことになるんでしょうか。

司法法制部 司法法制部でございます。

実は、この司法支援センターは、この民事法律扶助関係の事業のほかに国選弁護の関係の事業というのをやっています。それはこの事業シート事業番号でいいますと、0006番に入っておりますが、二つの形で国費が投入されています。大きな意味で二つの事業、運営費交付金関係の事業とこの国選弁護関係、これは委託費という整理なんですけれども、この二つの事業、二つのお財布にお金が入っております。

それで、ちょっと0005番の1枚目の左の下の補記欄、ちょっと網かけで分かりにくくなっている補記欄という欄があると思うんですね。ここをちょっと御覧いただきますと、この交付金と委託費、交付金というのは運営費交付金と私が申している額で、委託費というのは先ほど申しました国選弁護関係のお財布に入るお金でございます。ここで人件費と一般管理費について、ここにパーセントが書いてあります。人件費ですと交付金が66.6%、委託費から約33.4%、一般管理費で交付金が82.9%、委託費が17.1%、この一般管理費系といいますかその人件費と一般管理費全体について、支出割合が予算上定められておまして、全体として交付金のほうからたくさん一般管理費を出すようになっているんです。ですから、ざくっと言いますと同じ人を雇っていても、その人の給料の66.6%は運営費交付金から出て、33.4%が委託費から出て、これは最初、事業の重さとかそういうものでこういう整理をしておまして、そういうことで全体としてこの運営費交付金のほうに係る一般管理費の割合が高くなる計算方式になっているということでございます。

伊藤委員 では、あと最後に一つだけ。その今のセンターの余剰金といいますか、それというのは21年度末で幾らぐらいになっているんですか。

司法法制部 運営費交付金の額でいうと12億円余り。ちなみに、これは平成21年度末、中期目標という4年間ごとに改定されていくものの最終年度ですけれども、その剰余金については基本的に国庫に返納しました。

伊藤委員 分かりました。

中村委員 今、同じところで、0005の3ページ目のところのFのところでありましてけれども、この上のEのところを見ると、定期健康診断費というのは名古屋にあたり宮城、長崎、高松等にあるんですけれども、Fのところの職員用住宅の賃貸借というのが都市再生機構ということで、こちらの多分首都圏の方だけのところにあるのではないかと思われるのですが、こちらの都市再生機構さんでの職員用住宅賃貸借の理由等をちょっと教えてください。

司法法制部 これは職員用借上げ宿舎でございます。実は都市再生機構でも先生御指摘のように首都圏も多うございますが、ほかにも福岡県とか大阪府、愛知県、兵庫県、奈良県、宮城県とかそういうところでも借りておまして、全体で64戸ございます。実際上借りている

ところというのはほかのところもございますので、全体としては東京にも相当戸数借りておりますけれども、全国的にいろいろなところで借りていると。都市再生機構以外にも借りている物件もございまして、都市再生機構は64人ですが、その他127人が別の大家さんから借りている部分もございます。

中村委員 ということは、この1億900万というののほかにあるということなんですか、それとも、この支出先が都市再生機構の主なのが書いてあるということでしょうか。

司法法制部 ちょっとすみません、ちょっと繰り返しになりますが、都市再生機構から64人が借りていて、その他の借入人から127人が借りています。借上げ資産の家賃の総額が年額で2億円余りです。ここにありますが都市再生機構の分だけということになります。

中村委員 そうすると、この書いてあるもののほかに1億ぐらいあるということですか。

司法法制部 さようでございます。

中村委員 そうすると、どうしてここに1億だけ書いてあるんでしょう。

司法法制部 金額の大きいものを上から順に記載するというルールに従ってやったものでございまして、それぞれ大家さんが1戸しか借りていないようなものは、余りにも小さいものですから載らなかったということでございます。

中村委員 そうということですか、はい、分かりました。

井上会計課長 ほかにございませんでしょうか。

瀬戸委員 事業番号21番、専門がシステムでございますので、ちょっとシステムのところが目についてしまうんですが、最適化については非常に私自身も興味を持っているんですが、日本でうまく動くのかなということも若干心配しております。アメリカ等では政府内部に、あと議員にとってのシンクタンクがございまして、例えばアメリカですとGAOという組織がありまして、ガバメント・アカウンタビリティ・オフィス、そこがシンクタンクになっておいて、システムを構築するときにはその意見を聞くことによってベンダー依存しないような仕組みになるんですね。日本の場合はそういう制度がなくして最適化をやっているんですね。そうしますと、どうしてもやはり専門的なシステムのときはベンダーさんの意見を聞かざるを得ないんですね、難しいシステムならシステムほど。ですから本当に最適化というのがうまく動くのかというのは非常に興味あるところでした。

これ、金額も大きいんですね。ここにレガシーシステムからこういうようなオープン系に移ったと、コスト削減にもなったというような記述がありますので、どういう効果が実際あったのかということをお聞きしたいのと、この最適化プログラムというのは適正に働いたのか、課題があるのかということの2点をお聞きしたいと思います。

民事局 まず、最初の効果の点でございますが、16年度にこの最適化計画がスタートしました関係上、それと22年度中で最適化計画、新システムに切替えが終わりますので、15年度と23年度でコストの比較をしております。その関係で申し上げますのは、130億円についてのコストの低減効果が生じているというのが1点目でございます。

それから、2点目につきまして、私どものほうも最適化計画に基づいていろいろな形で適正な運用ができるようにしているんですが、特に法務省、もちろん各省同様だと思いますけれども、CIO補佐官が設けられておりますので、常日ごろからCIO補佐官とも十分連携をとりながら最適化計画については進めているところでございます。

それと、法務省のほうでもシステム監査委員会がございまして、そちらのほうにも意見



を伺うということはしてございます。

中村委員 今回の関連で、最初のほうの事業のところではC I O等に対する支援、助言というところで、これは0001のところでは、Bのところには有限会社の方でありますとか個人の方に対する謝金というのがございまして、恐らくこういう根拠を持って選出をされているんだと思いますが、やはり国民に対する説明ということからすると、どういう視点でこういう方を選んで助言を得ているのかということからは、何らかの説明があったほうがよろしいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

秘書課 すみません、秘書課でございます。

法務省のC I Oは大臣官房審議官がC I Oをやっているんですけれども、技術的な面でどうしても補佐官が必要だということで、現在C I O補佐官は3名選んでおります。それでその3名の選び方でございますけれども、すべて公募によっておまして、先ほどお話しありましたように特定のベンダーの方を選ぶと、その特定のベンダーの方の意見が取り上げられますので、選考に当たってはまず書面審査、それから面接をしておりますけれども、法務省と取引のあるベンダーの方ではない方を選んでおります。順次、最初1人だったのを2人、3人と増やしておりますけれども、いずれも技術者として経験のある方で、現在、大学の教授等も兼務されている方を選任をさせていただいているということでございます。

金額については全部諸謝金ということでございまして、実は有限会社と書いてあります、これは諸謝金の支払方だけの問題でございまして、C I O補佐官は全部3人とも個人でございまして、個人で選任をさせていただいて、ただ諸謝金の払い方だけを有限会社にしてあったりコンサルティング会社にしてあったりしているだけでございまして、基本的にはベンダーと関係ない個人の方を公募によって選んでいるということでございます。

おおむね3人いらっしゃって、1人大体月10日ぐらい来ていただいて、毎日だれか1人の方がいらっしゃると、こういう形を取っております。全体の最適化計画の御助言でありますとか、それから予算執行のときの発注の際の仕様書の点検、それからトラブルの処理とか、それから試運転のときの立会いといったことで日常的にアドバイスをいただいております、1月か2月に1回、必ず私どもC I Oを含めて意見交換の場を設けさせていただいて、しっかり仕事をしていただいていることを確認しているということでございます。

伊藤委員 0006番なんですけど、予算の状況です。執行率が大体10%ぐらい予算より低いんですけど、翌年の予算額がほとんど3年度とも増加しているという、特に21年は20%執行率が低いですが、これは若干減っていますが、これはどういうことなんでしょうか。

司法法制部 司法法制部でございます。

これは0006番、先ほど申しましたように国選弁護人の委託関係の経費でございまして。これはどういうものかといいますと、被疑者、被告人の国選弁護人の選任に関し司法支援センターが裁判所の依頼に基づいて国選弁護人を提供する、契約した弁護士を裁判所に提供する、裁判所がその国選弁護人を選んで最終的に国選弁護の事務を処理して、そこでまた支援センターがお金を払うという、そういう仕組みでございまして。

ここで予算額が増えておりますのは、その支援センターの開設以来、年々平成18、19、20、21年と制度改正等がございまして、国選弁護人を付す対象事件が刑事訴訟法等の改正等で増えてきております。ですからそれに応じて全体の額を増やしたんですけれども、実際の事件数自体は毎年推計で設定しているものですから、それが若干下回ったというような

ことがございまして、全体として執行率が平均ですと八十六、七%にとどまっているということでございます。全体の治安情勢が多少おさまったり、見積りの件数の仕方が、新しい制度ですので多少の精度が低かったりしたことが原因かなと思っております。

伊藤委員 通常の社会ですと3年間未達になると、恐らく見積方法を変えると思うんですが、そういう発想はございませんか。

司法法制部 実際に新しい制度が運用され始めており、それまでは純粹の推計だった分も、実際の執行をもとに新しい推計ができるようになっておりますので、徐々に精度は上がってきていると考えております。特に昨年度が非常に大きく、被疑者といいますか、逮捕、勾留されている人に対する国選弁護の制度が、対象事件数が約10倍に拡大した年でございますので、そこでかなり不十分な部分はあったかと思えますけれども、今後はより精度が上がっていくものと考えております。

井上会計課長 事業がたくさんございますので、どうぞ御質問、御意見。

中村委員 幾つかのところに出ている複写機でありますとか、コピー用紙の購入とかが、例えばですけれども0015のところですか0026、それから0028とか0035とか出てまいりまして、それぞれでいろいろところで買われているというようなことがございますけれども、こういうものの基本的には各局とかで調達をされるという仕組みになっているのかなと思えますけれども、特に複写機等につきましては個別のものを買うとその複写機や、あるいはプリンター等のインク等もばらばらと買うことになるということになって、結果として割高になるというようなこともございますので、もちろん一括購入を国がやるというのはそれはそれで大きな話になりますので、その影響というようなこともあるかと思えますが、そのコストという観点からすると、一括でリーズナブルなものを購入することも検討される余地があるのではないかなと思えますが、その点はいかがでしょうか。

官房参事官 ある程度様々な部局にまたがることですので、どこまでお答えできるかどうかという話なんですけど、おっしゃることは正によく分かるというか、正にそのとおりだろうなというところがまず1点でございます。

ただ、今現状そこまで行っているかという点、直ちにそのような形で全国ですべてのコピー機を法務省の中で各部局を超えて、あるいは全国の様々な施設で規格を統一して、その一つのやつを一括で調達して配付というか、そういう形まではちょっとなかなか至っていないと。これはもちろん御指摘を踏まえて今後検討していかなければいけないと。できることから来年度の概算要求に間に合わせてということなんですけど、この分はちょっと結構難しいかなと。というのは、今法務省のほうでやっているのは、それぞれの部局でいろいろばらばらに買っているコピー紙とかそういう消耗品の関係は、かなり管区なり、更に中央で上げていって一括調達するなり、あるいは合同庁舎に入っているところを、組織を超えて同じ庁舎に入っている法務省の同じ役所同士等で買ったりとか、そういうことをどんどん進めていて、それはどんどん紹介して進めているところではあるんです。消耗品とこういうコピー機みたいなものとかが違うのは、やはり更新時期とか耐用年数というのが、そもそもがやはり歴史の流れがあるのでそろっていないところがあります。そうするとそれをまたどうやってそろえていって同じタイミングでやるのかどうか、1回そろえてもそれで同じタイミングで今後買っていけるのかとか、あと機種がそれぞれの部局で今まで慣れ親しんだというか使っているものがあるというのもあるので、ちょっとこの点はお時間をいただいて検討させてい

ただければと思っているところで、ちょっと急にはなかなか難しいところが正直なところでございます。

伊藤委員 見直しの余地の点なんです、10番と11番と30番がほとんど同じ文章の書き方になっていて、例えば10番でいきますと、国民の安心・安全の確保のためにとありまして、大前提に計画手法、設計手法及び調査方法の見直しなどによりコストの削減に取り組んでいるところという3部門同じ書き方になっていますが、これは具体的にどのような改善に取り組まれたのか、その結果、幾ら削減効果が出ましたんですかという話。特に22年度は大幅に削減されているんですが、それとの関係でどういう実績であったかというのを教えていただけますか。

施設課 施設課でございます。

10番と11番と、あとちょっと項目が別なんです、12番、耐震構造の耐震対策、これも含めて同じような言葉を使わせていただいています。計画手法、設計手法、調達方法の見直しなどによるコスト削減に取り組んでいるとあるわけですが、これは公共工事のコスト削減につきましては、全部署を全省的に公共工事コスト構造改善プログラムで取り組んでいるということですが、具体的には例えば計画手法、設計手法について言いますと、職員の宿舍だとか矯正施設の保護室等、こういったものを標準図を整備するということによって、これは職員宿舍や保護室というのはどこの地域でもある程度同じようなものは造れますので、標準図を造っていくということをやります、そうすることによって設計の合理化あるいは設計期間の短縮と仕様の統一による効率的な施設整備を行うということをしております。

また、刑務所等の施設整備の中では、可能なものについては複数の機能を集約するなど施設の多目的化、複合化による効率的な整備を検討、実施しています。例えば刑務所でいきますと管理棟とか医務棟とかいろいろな棟がありますが、そういったものを一つの棟に造り、集約化を図ると、そういった工夫をしています。刑務所、矯正施設ではない一般の官署についていきますと、例えば検察庁の支部だとか法務局の支局、こういったものにつきましては、これもやはり設計標準、設計基準というものを設けまして、防音対策だとかある程度統一した仕様ができるように工夫をしています。

また、官署につきましても、例えば法務総合庁舎という名前からもお分かりのように、例えば検察庁、法務局あるいはほかの入国管理局も一緒に集約すると、そうすることによって三つの建物を建てるのではなくて、一つの建物に集約するとか、あるいは拘置支所も一緒にくっつけるとか、そういったことで集約化を図っているということでもあります。

また、その調達方法の見直しについては一般競争入札方式を拡大し競争性の向上を図ると、また電子入札方式の推進によって業務の効率化についての取組をも併せて行っているというのが、このところの意味であります。

今お尋ねの、幾らぐらいそれで削減に取り組んでいるのかということについては、その削減の内容が今申し上げましたように、今三つの建物を一つにするというのは、ある意味での例えでありますので、三つ建てたら幾らだけれども一つだったら幾ら、そういった検証は今のところはやっていないということになります。

伊藤委員 例えば、22年度が212億、21年度が333億、120億差があるんですが、その120億の予算削減ができた中に、今おっしゃっている手法がどのくらい貢献しているかというのは、それは把握されていますか。

施設課 予算額、ここで言うところのその予算額、変動しているところでありましてけれども、この予算の記載の仕方といいますのが、当初予算額に補正予算額を加えまして前年度からの繰越額も足す、翌年の繰越額は引くといったことになっていきますので、その年度年度、この数字を見て高い低い、高い低いというので何かその削減効果が出ているかという、必ずしもそれには反映していないということになります。といいますのも……

伊藤委員 施設工事が少ない年度とか多い年度ということですか。

施設課 そうですね、一般的にその施設の整備は単一年度で1年で終わればいいんですけども、なかなかそうはいかないものが多いので、一定の要件の下で、工事の進捗によってその予算を翌年度に繰り越すということがありますので、その意味でこの表に書いた数字は、当該年度に行った工事の数量は反映していますけれども、今申し上げましたような縮減の効果をストレートに反映しているかというところではないということになるんですが、ちょっと分かりにくいでしょうか。

伊藤委員 いやいや、よく分かりますけれども、その縮減の効果を把握するというのがまずすべてのスタートではないかと。最初の議論はよく分かりますが、結局幾ら減ったのという話が一番恐らく普通の社会では一番大切で、考え方ではなくて、結果幾ら減ったんだという話だと思いますから、今後可能であればそうされてはいいかと思いますが。

施設課 分かりました、ありがとうございます。

瀬戸委員 事業番号24番、電子認証システムの維持管理についてですが、これはPKIのお話だと思うんですが、既に事業を開始して10年たっておりますので、事業目的にありますオンライン審査及び電子商取引の拡大を図るというのは、そういう表現、もうちょっと問題あるのではないかなと思うんですよね。だから事業の内容の見直しが必要なのではないかなと、まず1点目は考えます。

あと2点目は、これは登記簿システムとかあらゆるところで使われていると思うんですが、この運用経費というのは利益者負担で運営費を出すべきものではないのかなと思っております。その辺のところはどうなっているのかなということと、あと3点目は、これは随意契約というのは問題ないと思うんですが、例えば2点目の日立製作所のところに電子認証システム用の機器の保守、一番重要なところの保守を日立に依頼しているんですが、それと広報用映像業務の委託と書いてあるんですが、これは全く別物が一緒に書いてあるんですね。何か抱き合わせで発注しているように思えるんですね。それは1枚目のほうに、見直し事業のほうに余地のところにも自覚されていると思いますけれども、ちょっとこれも何か異質なので早急に是正が必要ではないかなと思います。

1点目は拡大時期ではないと、事業の見直しが必要ではないかということと、あとこれはあらゆるところで法務省の中で使われているので、運用益のほうでこの運用コストを賄うべきではないかということと、3点目のベンダーに変なもの押しつけているのではないかなというところ、この三つについて質問です。

民事局 1点目は、御指摘のとおり制度創設以来こういう説明をしていると思います。ただ私ども、併せて登記のオンライン申請なども推進する役目でございますが、やはりオンライン申請が最近では20%ぐらいまで伸びてきておりますけれども、伸びない隘路の一つは、電子署名、電子証明書の取得率の低いこと、これは個人でいいですと自治体が発行します公的個人認証のほか、法人ですとここに書いてございます私どもの商業登記に基づく電子認証制度

が基本でございますので、その意味では法人のオンライン申請などを推進する上では、なおやはり、電子認証システムの拡充は一定の必要性はあるのかなと思っておりまして、この点については理由の一つとしては挙げられるのではないかと考えているところでございます。

それから、2点目は電子証明書を、これは法務局で出すわけですが、例えば利用月に応じて金額を変えて出すわけですが、基本的には受益者負担でございます。やはり特別会計の制度の中に入っておりますので、その枠組みの中で手数料を決めておるものでございます。

三番目は、御指摘いただきましたとおり、この欄の書き方としてももちろん抱き合わせでも何でもございませませんが、この制度について精通している立場にいる者が作ったということにとどまるわけで、書き方などについては十分注意するようにしたいと思います。

瀬戸委員 PKIが伸びない理由というのは、やはりもうちょっと精査したほうがいいのではないかなと私は思うんですが、デンマークの国民サービスはPKO、重たいから使わずに、SAML（サムル：Security Assertion Markup Language）という方式認証基盤のほうに移っている。それが日本にとって適切なのかどうかは私は判断できませんけれども、そういう動きもありますので、無理やり使いにくいものを押しつけるということで伸び悩みがある可能性もあるのではないかと考えています。だから事業の中にこれをずっと入れておいても延びる可能性はもしかしたら難しいかもしれないということで、全般的にちょっと考え方を変えて見られるのもいいのではないかなと思います。

井上会計課長 ほかにいかがでございましょうか。

伊藤委員 11番と30番との比較なんですけど、事業内容と実施状況について、その11番ですと全国1,000、事業概要の1,106庁のうちの498庁が国土交通省の基準で問題となっているという、45%がなっています。それに対して実施状況は498庁のうちの17施設、3%について建て替え等が行われています。それに比較して30番の事業ですと、全体の490のうちの93庁、約2割が国土交通省の基準で問題になっている。ただ実際には作業をしていますのが93庁のうちの19庁、20%。ですから問題となっている割合は両方とも大体30は20%で、そのうちの20%程度を工事している。もう一つの11番のほうは、45%程度が国土交通省の基準では検討すべきものなのかもしれませんが、そのうちの3%しかしていないということになっていまして、もちろん個別性があるというのはよく分かりますが、ちょっと実施状況の割合がアンバランスのような気がするんですが、20%ですと5年間に全部回ってしまうというような感じになってしまうということで、30事業のほうが若干工事割合が早くて、もうちょっと遅らせられるのではないかなと思うんですが、それは危ない話でしょうか。

施設課 施設課でございますが、ちょっとそういう観点での両者比較での検討をしていなかったものですから、ちょっと明確に答えが出てこないのが実情です。

伊藤委員 30事業で、22年度に53億繰越しの予算があるようです。繰越しにはいろいろな種類があるとお聞きしましたが、予算を削減するという視点からすると、繰越しが可能であるんなら、安全であれば工事を遅らせるというのが予算執行の面からはプラスなのかなと思うんですが、この53億が繰越しになり、反対に言うとはかにも今後その余地はあるんでしょうかということは、ちょっと論点が違いますかね。

施設課 すみません、ちょっと53億の繰越しは30番……

伊藤委員 はい、予算が22年度が113億3,000万ですね。59億、これは法務省様式

1の行政事業レビュー事業単位整理表の30番の22年度予算額というのが59億5,800万、横のA4のこの中に書かれているんですが、22年度からの繰越しが26億、20年度からの繰越しが26億、22年度への繰り越しが53億。

施設課 数字は、すみません、見付かりましたけれども……

伊藤委員 では質問を変えまして、予算執行で20年度に繰越しが26億支出が遅らせることができた、そういう概念がいいのかわかりませんが遅らせることができたとして、22年度は53億を21年度ではなくて1年間遅らせることができた、そういう発想でいるとすると、もともと予算規模は少なくともいいではないですかという、その繰越し部分というのを当初要求しなくてもいいのではないかと思うんですが、そういうものではない。

施設課 最初に少し御説明しましたけれども、原則としてはその当該年度で終わらせるものですが、工事の進捗によってはその予算を翌年度に繰り越すことがありますので、その年度に必要なもの、ですからそれぞれの工事案件の積み上げで、例えば繰越額が40幾らになると、こういうものだと理解しております。

伊藤委員 分かりました。

井上会計課長 そのほか、いかがでございましょうか。

瀬戸委員 46番のPFI刑務所運営について、民間の資金を流用してという刑務所運営なんですが、質問なんですが、これは行政コスト削減と書いてありますけれども、役所がやった場合と民間がやった場合とでどの程度の効果があったのかということと、あとコスト削減にしては毎年増えているんですよね、予算が。この辺のところはどうしてなのかという御説明をいただきたいと思います。

矯正局 矯正局でございます。先に数字についてはちょっと資料を今出しますのでちょっとお待ちください。それでお金がだんだん増えていったのは、実は今、PFI手法を用いた施設の運営というのは4カ所やっているんですけれども、それが一番最初にできたのが19年度、それから20年度、21年度というふうに1から四つまで増えていったということがございます。それともう一つは、当初年度は9か月で契約したものを翌年度12月になったとか、そういった事情で毎年の経費が増えていっているところでございます。

それとあと、申し訳ございません、幾ら削減になったかというのを一応計算はすべてしてあるんですけれども、今ちょっと手元に持ち合わせておりません。申し訳ありません。ただすべてのPFI事業をやる場合に、PFI法に基づきましてバリュー・フォー・マネーが生まれませんとこの運営ができませんので、すべてにわたって何%かは、すべてバリュー・フォー・マネーという形で削減できると検証があってこの事業を進めておりますので、その点でいえば必ず安くはなっていると思います。

井上会計課長 すみません、時間の関係もあるので、後で数字が出たら、またそこは御説明いただくということで、ちょっと続き、ほかの質問があれば先に進めていただければと思います。

伊藤委員 30番なんですが、30番の3ページ目のDの別紙明細で支出先企業名が大森建設以下、大木建設と書かれていますんですが、通常よく聞くゼネコンがここには含まれていないんですが、これ、どうしてゼネコンが全く入らないんでしょうか。

施設課 お答えいたしますけれども、これすべて一般競争入札に基づく契約でありますけれども、ここに書いてあるような対象となった契約につきましては、比較的小規模な額の工事で

ありまして、予定価格によりまして入札参加資格がAランク、Bランク、Cランクとか異なっておりますので、ここではいわゆるスーパーゼネコンといったものは入っておりませんが、中堅以上のゼネコンが含まれておりまして、我々から見ると工事規模などを考慮すると平均的なところかなと思っております。

伊藤委員 37事業なんですけど、これは全く細かな話なんですけど、Cの別紙というのがございまして報酬をお支払になっていると、この一番上に税務署というのが出てくる。税務署源泉徴収というのが出ているんですけど、恐らくこれは源泉徴収は各個人から徴収したものを納付したということだと思いますんで、通常書き方であれば、源泉徴収というのはここに出ることではなくて、下の教室とか各個人あての支払総額の中に含まれるんじゃないかと思うんですけど、ほかの作表もそのようになっていっているように思いますが、これはいかがでしょうか。

刑事局 ここは、システム上、税務署に対する源泉徴収額と鑑定人等にお支払した源泉徴収後の金額を記載しているところでありまして。

伊藤委員 他の部署はなっていないところがあるみたいですが、第1事業は同じですが、ほかのところはそうならないように思いますが、そういうものなんですか。要するに税務署というのはその報酬を払う相手ではない、源泉徴収義務があるだけだと思うんですけど。

刑事局 直接税務署にこちらのほうからお支払するので、それをシステム上書いてあるという認識ですけども。

伊藤委員 分かります。だけれども、それは税務署に謝金を払ったわけではなくて、謝金を払っているのは個人だと思います。どうでもいいです、すみません。

井上会計課長 ほかに、いかがでございましょうか。

伊藤委員 45番なんですけど、45番の実施状況の中に人の確保が難しいということで人材派遣をお使いになっているという記載があります。通常、私の知識ではその人材派遣というのは当然単価は高くなると思いますんで、人材派遣ではなくてその業務を移管すると、例えば可能であれば業務の一部を移管するというのであれば安くなることはあると思うんですけど、人材派遣というのをを使うのが本当に国の政策としていいのかどうかと思うんですけど、これはどういう選択をされてこうなりましたんでしょうか。

矯正局 人材派遣を主にいうのはちょっと書き方がまずうございまして、実際には請負契約で実施しているのが原則でございまして。例外的に通訳、翻訳とか、専門業務については人材派遣契約でやっているということでございます。

井上会計課長 事業が極めてたくさんあるわけでございますけれども、ほかの議題も予定もありますので、更にここでまずお聞きいただくことございましたら是非お願いいたしますが。

瀬戸委員 細かい話なんですけど、72番の法務省職員に対する研修等なんですけど、研修用の書籍というのは、これは個人負担ではなくて法務省のほうで購入されるんですか。一般的にはこういうの個人負担になるのではないかなと思うんですけどね。

法務総合研究所 法務総合研究所でございます。

今、職員の研修の教材の関係でございますけれども、これは国のほうから交付するものと、それから個人で購入するものとがございます。

瀬戸委員 一般の民間企業では、こういうのは個人で買わされますけれどもね、天引きされて。研修に出ますと。

法務総合研究所 大まかな分け方としては、要するに新人等の研修については国が購入して交

付すると、それから更に年数を重ねた幹部等の研修については、自費で購入するというようなことになっております。

瀬戸委員 いや、何とも言えないんですけども、自費でいいのではないかと私は思います。

法務総合研究所 すべて自費でいいということをございますか。

瀬戸委員 多分3,000円とかそういう書籍だと思うんですね。

すみません、細かい話で申し訳ありません。特に法務省の方針がそうであれば結構なんです、多分一般的な書店で買っていますのでね、一般教養書とかそういう専門書かなと思いましたが、自費でもいいのかなと思った次第です。

井上会計課長 また御意見も踏まえて。よろしゅうございますか。中村アドバイザーよろしいですか。

これ、行政事業レビューの関係は国民からの御意見も応募しておるところでございまして、その概況を御報告しようと思ったのでございますが、今までのところは余りまだ件数が出てきておりません。そして具体的に指摘されているものはほとんどないわけでございますが、一般的な御指摘としては、一つは予算の執行率が高いのが気になるという御意見が一つあったということ、行政事業レビューで廃止というものが無いというのが残念だという御意見があったと。包括的な御意見でございますが、そのようなものがあったということだけ、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思っております。

アドバイザーの先生方、ほかに特段ございませんでしたら、この程度で一区切りとさせていただきたいと思っております。事務局といたしましては、本日いただきました御助言を踏まえまして所見の案を作成いたしまして、チームリーダーたる副大臣とアドバイザーの皆様方の御了承をいただいた上で最終的に確定して、所定の手続を経て公開するという方向で進みたいと思っております。

それでは、行政事業レビューの関係でまとめといたしまして、副大臣から一言お願いいたします。

加藤法務副大臣 アドバイザーの先生方ありがとうございました。本日も大変貴重な御意見をいただきまして、私の感想と問題意識、併せて少しお話をしたいと思っております。まず公開プロセスの御報告を申し上げたところでの御指摘をいただいたシステム経費の件でございますが、私も1割が適切かどうかというのはここで判断できる中身ではないんですけども、現下の財政事情等々を考えますと、中村さんに御指摘をいただいたように1割と言わず2割、3割という目標に向かいたいというのは全くそのとおりでございまして、全体を押しなべて1割カットということが出来るわけでは決してありませんので、削れるところは大胆に削る、あるいはやめるべきところは勇気を持ってやめるという判断も必要になってまいりますから、交渉事ですので当然これからの努力だとは思いますが、このシステム経費の点、御指摘を踏まえて更に現場のほうで御努力をいただきたいと思っております。

それから、70事業のほう、これも私もずっとこの間、何日間かずっと見てきたんですけども、やはり大きいのが何がしかのシステム経費と、それから施設関連の経費なんです、ここがどうしても大きいと。もちろんこれまでも厳しくチェックはさせていただいているとは思いますが、しかし本当にそれが効果が上がっているかどうかとか、あるいはほんの少しでも工夫の余地がないかと、あるいは交渉によって削減できることがないのかということは、もう一度徹底をしてほしいということを改めて思っております。その意味では今日、アドバ



イザーの先生方から御指摘いただいた内容を大小含めてそれぞれ現場で真摯に検討してほしいと。

併せて、せっかくこのペーパーの中に、それぞれ見直しの余地というところで自分たちで書いてあることがございますので、これを単にこの紙に書いたからおしまいではありませんので、見直しの余地があり得ると考えたところについては、8月末に向けてここを徹底的に前向きに検討してほしいと思います。

それから、先ほど法テラス関連の予算の件についても御指摘がありました。その御指摘の中身そのものということではありませんけれども、法テラスについてはその会計そのものをより厳しくチェックするような体制を整えるように、今、指示を出してございますので、もちろん非常に重要な施策、大事な施策ではありますけれども、1円の無駄もないような形で納税者の皆さんに御納得いただけるシステムをつくってまいりたいと思っておりますので、これも改めてこの場で原局のほうには申し上げておきたいと思えます。

それから、大半、一般競争入札になっていきますけれども、一部随契も残っていると。これが本当に必要なものであったり、どうしてもそうならざるを得ないものがあることは承知していますけれども、その場合も含めてできるだけ効率化できるように、経費の削減できるように、これも改めて無理だと思わずに見直しを進めてもらいたいということをお願いいたします。